



平成 25 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤
(コード番号：9664 名証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 宮 崎 敏 明
(TEL：052-222-8201)

事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日付「事業再生 ADR 手続の利用申請および受理ならびに名古屋証券取引所への上場維持に向けた方針に関するお知らせ」および平成 25 年 2 月 28 日付「事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおりますが、本日、対象債権者たるお取引金融機関（以下、「対象債権者」といいます。）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画の協議のための債権者会議（第 2 回債権者会議）を開催いたしました。

同会議においては、当社より平成 25 年 3 月 18 日に当社取締役会で決定いたしました事業再生計画の内容と平成 25 年 3 月 18 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」に記載の第三者割当の実施についてご説明をさせて頂いた後、事業再生 ADR 手続の手続実施者より、当社の事業再生計画は法令に適合しており、公正かつ妥当で経済的合理性を有すると認められる旨の意見陳述がなされました。

当社としましては、引き続き各関係者と協議を行い、平成 25 年 4 月 26 日開催予定の第 3 回債権者会議において対象債権者の同意を得て事業再生 ADR 手続を成立させることを目指してまいります。

今後の事業再生 ADR 手続のスケジュールは以下を予定しております。

平成 25 年 4 月 26 日 第 3 回債権者会議（事業再生計画の決議）

以上